

指定管理者制度の効果的な運用に向けた サウンディング型市場調査実施要領

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」(以下「調査」という。)とは、市が予定又は実施している事業の検討・見直しに当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査目的

本市では、平成29年4月現在、155の公の施設で指定管理者制度を導入しており、平成30年度末に多くの指定管理施設において指定期間の満了を迎えます。

現在、平成30年度に実施する次期指定管理者の募集に向けて、制度運用方法の見直し作業を進めているところですが、指定管理者制度の効果的な運用により、市民サービスの向上を図るためには、より多くの団体に申請していただき、競争性を高めることが重要と考えております。

そこで、申請団体の増加に向けて、官民間のミスマッチを防止・解消するため、受託者側の視点から幅広いご意見・ご提案をいただきたく調査を実施いたします。

3 調査概要

調査内容	指定管理者制度の運用方法に関する調査
制度概要	別紙「本市の指定管理者制度の概要」のとおり
主な対話内容	1 市民サービスの向上等の取組について 2 経費節減効果に対する評価方法について 3 最適な指定期間の設定について 各項目に対する提案につきましては、可能な限り具体的事例等を交えてご提案いただきますようお願いいたします。
対象者	本市若しくは他の自治体で指定管理者の指定を受けているまたは参入を検討している団体(それらを構成員とするグループ等を含む。)

詳細については、次ページ以降をご確認ください。

4 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領の公表	平成29年12月20日(水)
事前説明会の開催	平成30年1月10日(水)午前10時~11時30分
対話参加の申込み	平成30年1月10日(水)~16日(火)
資料提出	対話実施日の5営業日前まで
対話の実施	平成30年2月5日(月)~9日(金)
結果の公表	平成30年2月下旬(予定)

5 対話までの流れ

(1) 事前説明会の開催

制度概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し、Eメールへ添付の上、期日までに下記宛先へお申し込みください。

事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

【日 時】平成30年1月10日(水) 午前10時から11時30分まで

【場 所】ウェルネスさがみはら7階 視聴覚室(相模原市中央区富士見6-1-1)

【申込期限】平成30年1月9日(火)正午

【申 込 先】相模原市企画財政局企画部経営監理課

keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

(2) 対話参加の申込み

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へお申込みください。

【申込期限】平成30年1月16日(火)

(3) 資料提出

任意様式により提案内容に関する資料をご作成いただき、Eメールに添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

【申込期限】対話実施日の5営業日前までとします。

(4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】平成30年2月5日(月)～9日(金)までの期間で、30分から1時間程度。(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場 所】相模原市役所本庁舎及びその周辺施設内の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】 「7 対話内容」以降をご確認ください。

6 制度概要

(1) 概要

別紙「本市の指定管理者制度の概要」をご参照ください。

(2) 現状・課題等

現在、平成30年度に実施する次期指定管理者の募集に向けて、指定管理者制度の効果的な運用を図るため、制度運用方法の見直し作業を進めておりますが、見直しの視点として、官民間のミスマッチを防ぎ、より多くの団体から申請していただくことが重要であると考えております。

そこで、受託者としての視点から、参入に当たり課題と感じている事項等について、幅広いご意見・ご提案をいただきたいと考えております。

7 対話内容

主に次の項目について、ご意見・ご提案をお願いいたします。自らが指定管理者となることを前提とし、可能な限り具体的事例を交えたご意見・ご提案をいただきますようお願いいたします。

対話の際には、事前にご提出いただいた資料に沿ってご説明をお願いいたします。その後、市側から質問をさせていただき形式で対話を実施いたします。

また、必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

【主な対話項目】

項 目	内 容
1 市民サービスの向上等の取組について	<p>(1) 業務の範囲について 市が定める募集要項等について、柔軟な提案に当たって阻害要因となっている条件など、ご意見等がございましたらご教示ください。</p> <p>(2) 評価の在り方について 市が定める評価基準について、市民サービスの向上に資する提案を促すために、より重視すべき評価項目等がございましたらご教示ください。</p> <p>(3) 市内事業者等の更なる活用について 再委託の考え方など、市内事業者等の更なる活用について、具体的な取組等がございましたらご教示ください。</p>
2 経費節減効果に対する評価方法について	<p>(1) 経費節減（収入確保）に資する取組について 指定管理料の削減以外の経費節減（収入確保）に資する取組についてご教示ください。 （利益の一部を市へ還付する提案、指定管理者とのネーミングライツ契約による歳入確保 等）</p> <p>(2) 経費節減の提案を促しやすい評価方法について 経費節減に関する内容を積極的に提案することができる評価割合（比重）や評価方法（計算式等）についてご教示ください。</p>
3 最適な指定期間の設定について	<p>(1) 管理運営に適した指定期間について 最適な指定期間の提案と併せて、長期化した場合に実現可能となる管理手法など、メリット・デメリットについてもご教示ください。</p> <p>(2) 指定期間の長期化に伴うリスクについて 物価変動への対応や施設老朽化など、想定されるリスクとその解決手法等についてご教示ください。</p>
4 その他	その他、課題と感じている事項等がございましたらご教示ください。

今回の調査は、制度所管課が実施しておりますので、個別施設に対する提案ではなく、制度の運用方法等に関する対話とさせていただきます。そのため、個別施設に対する提案につきましては、回答できない場合がございますことをご了承ください。

8 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

(2) 対話参加希望者が多数となった場合の取扱いについて

対話参加の申込みが多数となった場合は、限られた時間の中で効率的に調査を実施するため、対話を実施する事業者を一定の基準（所在地区分、法人形態等）毎に選出させていただく場合がございます。あらかじめ御了承ください。

(3) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(4) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表に当たっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容については、提案者に対して事前に確認を行います。

「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合があります。

(5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者

9 参考資料

- ・本市の指定管理者制度の概要
- ・指定管理者制度導入施設一覧
- ・募集要項（作成例）
- ・リスク分担表（作成例）
- ・評価基準（作成例）
- ・協定書（作成例）

10 問い合わせ先

連絡先：相模原市企画財政局企画部経営監理課経営監理班

所在地：相模原市中央区中央2-11-15 本庁舎本館3階

電話番号：042-769-9240

F A X：042-754-2280

E-mail：keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp